高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)改訂の概要

環境部新エネルギー推進課

現状・課題

- 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)による地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定の義務化を受け,2008年度に市域における温室効果ガスの削減等に向けた施策を推進するために高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編)(第1次計画)を策定。
- 現計画(第2次計画)の短期計画期間が2020年度に満了することに伴い、今年度改訂が必要。
- 2016年に政府がパリ協定を踏まえて策定した地球温暖化対策計画では,温室効果ガス排出量を 2030年までに2013年度比26%削減する目標が掲げられている。
- 各自治体は目標達成に向けた実効性のある計画の策定が求められている中,本市の現計画では 削減目標値を設定できていない。
- 温対法第21条第3項及び第4項で定められる関連計画との整合を図り、連携して温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組が求められている。

地方公共団体実行計画(区域施策編)とは

温対法第21条第3項で、中核市は地域の自然社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うために地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定が義務付けられている。また、第21条第4項では、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものと定められている。

排出を抑制する

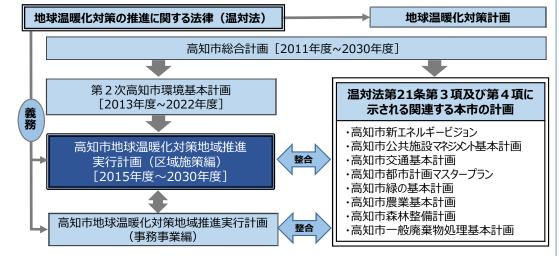
目的

高知市域から排出される 温室効果ガスの削減に向 け、本市の現状や地域特 性を踏まえ、市民・事業 者・市等の各主体の役割 に応じた取組を総合的かつ 計画的に推進していくことを 目的とする。



森林や土地利用まで経済全体に関わる。

計画の位置づけ



スケジュール

| 令和2年10月 | 第1回環境審議会 |
|---------|-------------|
| 令和3年1月 | 第2回環境審議会 |
| 2月 | パブリックコメント実施 |
| 3月 | 改訂計画策定 |

主な改訂内容

- 2030年度温室効果ガス削減目標値の設定
- ▶ 国の削減目標値(2030年度に2013年度比で26%削減)を上回る削減目標値を新たに設定する。
- 2030年度に低炭素社会の実現を目指した実効性のある計画の策定
- ▶ 関連計画との整合を図る。
- ▶ 基本方針に基づいた,取組・事業等を設定する。
- ▶ 本市の自然的社会的特性を踏まえた計画とする。
- 重要業績評価指標(KPI)の設定
- ▶ 進捗度の判定や進行管理を行えるよう,取組のKPI を設定する。

低炭素社会実現のための基本方針

- ①地球にやさしいエネルギーをつくる
- ②エネルギーを賢くつかう
- ③低炭素なまちをつくる
- ④循環型社会をつくる